

平成31年度当初予算における
使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の新設及び改定を行う。

■新設 3件

名 称	主 な 内 容
文化センター利用料	<p>千葉市文化センター内会議室の増設(1部屋)に伴い、新たに利用料金を設定</p> <p>第5会議室使用料 12,600円/日</p> <p>[条例施行期日：H31.10.1]</p>
スポーツ施設利用料	<p>高洲スポーツセンター内のスタジオについて、新たに利用料金を設定</p> <p>スタジオ使用料 1,290円(2時間)</p> <p>[条例施行期日：H31.10.1]</p>
幕張海浜公園使用料	<p>平成31年4月より、県立幕張海浜公園A～Cブロックの管理を、市が行うことに伴い、料金を設定</p> <p>(従前の設定料金から変更なし)</p> <p>日本庭園入場料 100円/回</p> <p>茶室(松籟亭)利用料 6,100円(3時間) 他</p> <p>駐車場利用料 600円(8時間以内)</p> <p>[管理開始日：H31.4.1]</p>

■改定 52件

名 称	主 な 内 容																																																									
国民健康保険料	<p>医療費の増加などに伴う、1人当たりの国民健康保険事業費納付金の増額に対応するため、保険料を改定</p> <p>平均改定率 3.9%</p> <p>1 保険料率（年額） (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得割</th> <th colspan="2">被保険者均等割</th> <th colspan="2">世帯別平等割</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>8.77%</td> <td>9.26%</td> <td>25,680</td> <td>26,520</td> <td>33,360</td> <td>34,200</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2.12%</td> <td>1.99%</td> <td>9,720</td> <td>9,000</td> <td>7,080</td> <td>6,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険料額は、次のア、イ、ウの合計額となる。 ア 世帯の総所得 × 所得割(%) イ 被保険者均等割(1人当たり定額) × 被保険者数 ウ 世帯別平等割(1世帯当たり定額)</p> <p>2 保険料について</p> <p>(1) 一人当たり保険料（年額） (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定幅</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>87,897</td> <td>92,201</td> <td>4,304</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>27,529</td> <td>25,872</td> <td>△ 1,657</td> <td>△ 6.0%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>96,500</td> <td>100,286</td> <td>3,786</td> <td>3.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)市独自減免の見直し 現 行：世帯所得の合計が200万円未満の世帯を対象に1割減免 →見直し後：世帯人数に応じた基準を設定し、対象世帯は2割減免</p> <p>【新規減免判定基準額】 下記の所得未満の1～4人世帯が対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準額</td> <td>122万円</td> <td>173万円</td> <td>212万円</td> <td>244万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>見直しにより、世帯所得の合計が200万円未満で、かつ、減免の対象外となる世帯については3年間の経過措置を実施</p> <p>3 賦課限度額 (改定前) 93万円 → (改定後) 96万円</p> <p>[告示日：H31.4.1]</p>	区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	医療・支援金分	8.77%	9.26%	25,680	26,520	33,360	34,200	介護分	2.12%	1.99%	9,720	9,000	7,080	6,840	区分	改定前	改定後	改定幅	改定率	医療・支援金分	87,897	92,201	4,304	4.9%	介護分	27,529	25,872	△ 1,657	△ 6.0%	全体	96,500	100,286	3,786	3.9%	世帯人数	1人	2人	3人	4人	基準額	122万円	173万円	212万円	244万円
区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割																																																					
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後																																																				
医療・支援金分	8.77%	9.26%	25,680	26,520	33,360	34,200																																																				
介護分	2.12%	1.99%	9,720	9,000	7,080	6,840																																																				
区分	改定前	改定後	改定幅	改定率																																																						
医療・支援金分	87,897	92,201	4,304	4.9%																																																						
介護分	27,529	25,872	△ 1,657	△ 6.0%																																																						
全体	96,500	100,286	3,786	3.9%																																																						
世帯人数	1人	2人	3人	4人																																																						
基準額	122万円	173万円	212万円	244万円																																																						
介護保険料	<p>平成31年10月の消費税改定に伴う、国による低所得者への負担軽減策に合わせ、第1号被保険者(65歳以上)の保険料を改定 (H31は半年分を通年で均して軽減)</p> <p><軽減率及び月額保険料></p> <p>上段:軽減率、下段:月額保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1段階</td> <td rowspan="2">生活保護受給者等</td> <td>0.45</td> <td>0.375</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>2,385円</td> <td>1,988円</td> <td>1,590円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯員 全員が 本人所得 80～120万円</td> <td>0.65</td> <td>0.525</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3段階</td> <td rowspan="2">世帯員 全員が 非課税 第1・2段階 以外</td> <td>0.75</td> <td>0.725</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>3,975円</td> <td>3,843円</td> <td>3,710円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[条例施行期日：H31.4.1]</p>	区分	対象者	H30	H31	H32	第1段階	生活保護受給者等	0.45	0.375	0.3	2,385円	1,988円	1,590円	第2段階	世帯員 全員が 本人所得 80～120万円	0.65	0.525	0.4	第3段階	世帯員 全員が 非課税 第1・2段階 以外	0.75	0.725	0.7	3,975円	3,843円	3,710円																															
区分	対象者	H30	H31	H32																																																						
第1段階	生活保護受給者等	0.45	0.375	0.3																																																						
		2,385円	1,988円	1,590円																																																						
第2段階	世帯員 全員が 本人所得 80～120万円	0.65	0.525	0.4																																																						
第3段階	世帯員 全員が 非課税 第1・2段階 以外	0.75	0.725	0.7																																																						
		3,975円	3,843円	3,710円																																																						
建築関係手数料	<p>建築基準法の改正に伴い、手数料を新設・改定 用途地域における建築等許可申請手数料 120,000円 他</p> <p>[条例施行期日：政令で定める日 (H31.6.26迄の日)]</p>																																																									

名 称	主 な 内 容																		
学 校 給 食 費	<p>食材の調達価格の上昇に伴い、学校給食費を改定</p> <table> <tr> <td>小学校（下学年）</td> <td>255円/食 → 270円/食</td> </tr> <tr> <td>小学校（上学年）</td> <td>273円/食 → 288円/食</td> </tr> <tr> <td>中学校、高等特別支援学校</td> <td>290円/食 → 320円/食</td> </tr> </table> <p>[規則施行期日：H31. 4. 1]</p>	小学校（下学年）	255円/食 → 270円/食	小学校（上学年）	273円/食 → 288円/食	中学校、高等特別支援学校	290円/食 → 320円/食												
小学校（下学年）	255円/食 → 270円/食																		
小学校（上学年）	273円/食 → 288円/食																		
中学校、高等特別支援学校	290円/食 → 320円/食																		
行政財産使用料ほか47件	<p>消費税率改定に伴い、施設の維持管理や役務の提供に係るコストが増加するため、受益者負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料等を改定</p> <p>改定例</p> <table> <tr> <td>千葉県行政財産使用料条例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物使用料の月額（外税）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100分の108</td> <td>→ 100分の110</td> </tr> <tr> <td>千葉県保健所使用料及び手数料条例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診断書等の交付に係る手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,240円</td> <td>→ 3,300円</td> </tr> <tr> <td>千葉市民会館設置管理条例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大ホール（1日につき） 平日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>101,080円</td> <td>→ 102,950円</td> </tr> </table> <p>[適用日：H31. 10. 1]</p>	千葉県行政財産使用料条例		建物使用料の月額（外税）		100分の108	→ 100分の110	千葉県保健所使用料及び手数料条例		診断書等の交付に係る手数料		3,240円	→ 3,300円	千葉市民会館設置管理条例		大ホール（1日につき） 平日		101,080円	→ 102,950円
千葉県行政財産使用料条例																			
建物使用料の月額（外税）																			
100分の108	→ 100分の110																		
千葉県保健所使用料及び手数料条例																			
診断書等の交付に係る手数料																			
3,240円	→ 3,300円																		
千葉市民会館設置管理条例																			
大ホール（1日につき） 平日																			
101,080円	→ 102,950円																		

■廃止 1件

名 称	主 な 内 容
消 防 関 係 手 数 料	<p>消防関係手数料のうち「危険物確認試験手数料」について、近年の申請状況等を踏まえ、H31年3月末で廃止</p> <p>燃焼試験 69,400円/件 等</p> <p>[条例施行期日：H31. 4. 1]</p>